

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事共用） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
工事支障物件関係	<input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 既設ポンプ等は、有価物としてスクラップ処分するものとする ） <input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
乗液注入関係	<input type="checkbox"/> 乗液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ ） 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生クラッシュ <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュ <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用する。ただし、認定製品が入りてきない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パレット・看板・標示板）
その他	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生日あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（種上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和元年7月1日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日 を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成30年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 支援技術者 ※設計図書の写真完了後、実施について監督員と協議すること。 1. 本工事は現場における現場技術業務を（例示一（公財）三重県建設技術センター）に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に申し込められた場合は、説明に申し込まなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対して行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：
	<input checked="" type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県土木整備部 平成29年7月）を参考とする。 <input type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、（ <input type="checkbox"/> 農業農村整備事業 <input type="checkbox"/> 漁港漁場関係工事 <input type="checkbox"/> 森林整備保全事業 <input type="checkbox"/> 三重県企業庁が所管する工事 ）における工事一時中止に係るガイドライン <input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 三重県農林水産部 平成29年7月 <input type="checkbox"/> 三重県企業庁 平成29年7月 ）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
適用条件		<input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有における実施要領（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分 〔共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならぬ。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ ）2部（ ）部とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 年 月改訂）を適用
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真のみ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用を要すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人として扱ってはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

第5水源地工水送水ポンプ更新工事

機械・電気設備工事

[特記仕様書]

－ 目 次 －

第1章	総 則	
第1節	適用範囲	-----
第2節	一般事項	-----
第2章	概 要	
第1節	設備概要	-----
第2節	運転概要	-----
第3章	据付工事、外	
第1節	据付工事	-----
第2節	配管工事	-----
第3節	電気配線工事	-----
第4節	塗装工事	-----
第5節	試運転調整	-----
第6節	引渡しおよび保証	-----

第 1 章 総 則

第 1 節 適用範囲

1. 本工仕様書は、「第5水源地工水送水ポンプ更新工事（以下「本工事」という）」の施工に適用する。
2. 本工仕様書は、「本工事」施工に関する特有な仕様事項を示すものでありその他の場合は、電気設備工事共通仕様書、電気設備技術基準、内線規定、三重県土木工事共通仕様書および諸関係法規による。
3. 契約書、設計図書および本特記仕様書は、前項の共通仕様書および技術基準等に優先する。
4. 受注者は、前項の仕様書および技術基準の内容は勿論のこと、諸関係法規等を現場責任者に充分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工すること。

第 2 節 一般事項

1. 受注者は着工に先立ち、実施工程表、施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得ること。
2. 受注者は、設計図書、仕様書にもとづき詳細設計を行い、製作および施工承認図書を監督員に提出し、その承諾を得ること。
3. 施工計画書および施工図等は、全ての工種を総合的に表示計画すべきものであり、受注者は工程管理にあたり常に全ての工種関連性を明確に確認できる図書を監督員に提出し、必要な指示、承諾等を受けると共に常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討し、工事の円滑な進行を計らなければならない。
4. 二次製品については、現場搬入または施工前に仕様カタログ、サンプル等を監督員に提出し、その承諾を得ること。
5. 工事施工に必要な資材置場、残土捨場、現場事務所等は、受注者の負担により責任を持って措置すること。
6. 工事施工に伴う資材、重機等の運搬車輛の運行については、施工計画に基づくと共に、事前に監督員と協議し、使用する道路等の維持管理および交通安全対策について必要な措置を講じること。
7. 停電または既設機器の停止を必要とする場合は、その日時と作業内容を明確にして事前に申請し、監督員の了解を得ること。なお、申請にあたっては、事前に監督員と十分な協議を行い、施設の運用に与える影響を最小限とすること。

8. 本工事によって、既設構造物あるいは設備機器に損害等を与えた場合には、監督員の指示に従い、受注者の責任において原形に復すること。
9. 受注者は、工事完了後竣工図書を作成し、監督員の承諾を得て完了届けと同時に提出すること。なお、本工事の竣工図書は3部提出するものとするが、監督員の指示により縮小版を追加する場合がある。
10. 本工事に係る検査、試験および試運転に要する一切の費用は、受注者の負担とする。
11. 本工事に係る関係諸機関への手続きに伴う書類作成は、監督員と協議の上、原則として受注者で行うこと。なお、申請費用等は受注者の負担とする。
12. 本工事完了後の瑕疵担保責任の存続期間は1年とし、当該施設に瑕疵があった場合には、受注者の責任において措置すること。
13. 本工事完了後、上水道課担当職員に対し運転操作および保守等についての説明を行うこと。その内容および日程については、監督員と協議し決定するものとする。
14. 機器等の選定を起因とした関連配管や基礎等の改造が必要な場合は、受注者の責により施工するものとする。

第 2 章 概 要

第 1 節 設備概要

1. 本工事は送水ポンプ設備および電動弁を更新すものであり、関連する機器の製作、据付・配線工事および試運転調整までを行うものとする。
2. 送水ポンプ設備は、既設機器の能力を確保しつつ新たな器機に更新するもので、関連機器の設置、各機器への取付けを行うものとする。設備の主な機器及び工事概要を以下に示す。
 - ① 送水ポンプ 2.78m³/min×68m×45kW ～3台 (2台並列交互運転)
 - ② 電動弁 150A 10k 200V バタフライ弁
 - ③ 付帯配管 ポンプ等更新に伴うフレキシブル配管等
 - ④ 既設機器、及び関連配管撤去, 処分, フライホイール含む

第 3 章 据付工事、外

第1節 据付工事

1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行い、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
2. 横軸ポンプの据付は、その性能が十分発揮するように考慮し、カップリングの芯の狂いは、上下左右の外周面で5/100mm以内、同じく隙間で10/100mm以内に調整を行うものとする。
3. 芯出し調整後は、芯狂いが起こらないようにアンカーボルトを完全に締め、共通ベースの中にはモルタルを充填するものとする。
4. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。
5. 設置する機器等の重量から耐震性を検討し、監督員の確認を受けること。
また、あと施工アンカーで施工する場合は、施工管理について監督員と協議すること。
6. 機器の据え付け工事にあたって、本施設は通常どおり工業用水の供給を行うため、2台は運転可能な状態とし、残り1台の撤去・設置を行うこと。施工方法については、監督員と十分に協議を行い、施設の運営に支障を及ぼさないよう注意すること。

第2節 配管工事

1. 機器廻りの配管は水平、垂直を確認し美観を損なわないよう施工するものとする。また、配管材料は主にフランジ加工製作品を使用し、ボルトナットパッキンで接合するものとする。
2. フランジ継手に用いるボルトおよびナットはステンレス製とし、ボルトの締め付けは片締めにならないよう対角交互に締め付け、最後に増し締め確認を行うものとする。
3. 機器廻りの取り付け配管は、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに配慮すると共に、取り外しが容易にできるようにフランジまたは伸縮管等を前後に設けて取り付けなければならない。

第3節 電気配線工事

1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定および仕様に適合した工事でなければならない。
 - (1) 電気技術基準調査委員会内線規定（J E A C）
 - (2) 社団法人営繕協会 電気設備工事共通仕様書

2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。また、動力線の色順位は国土交通省仕様とする。

第4節 塗装工事

1. 機器の塗装はメーカーの標準色とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。
2. メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器・材料で特に指定するの以外は、機械類は錆止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各1回以上を原則とする。また、仕上げ塗装の色彩については監督員と協議し決定するものとする。

第5節 試運転調整

1. 各機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行ない下記の成績書を提出すること。
 - (1) 絶縁抵抗測定値
 - (2) 接地抵抗測定値
 - (3) その他監督員が指示したもの
2. 試運転終了後、受注者は上水道課監督員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明を行うこと。

第6節 引渡しおよび保証

1. 本工事の引渡しは、亀山市工事検査規定に基づく完成検査に合格した時をもって引渡しとする。
2. 本工事引渡し後の保証期間は、満1ヶ年とする。なお、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。